

第2次久慈市環境基本計画

概 要 版

2019年2月

久 慈 市

久慈市環境基本計画の位置づけ

本計画は「第2次久慈市総合計画」を上位計画とし、本市における環境行政の根幹として各施設や各分野の個別計画を環境という視点から整合性を持たせ、具体化していくための基本計画として位置づけられます。

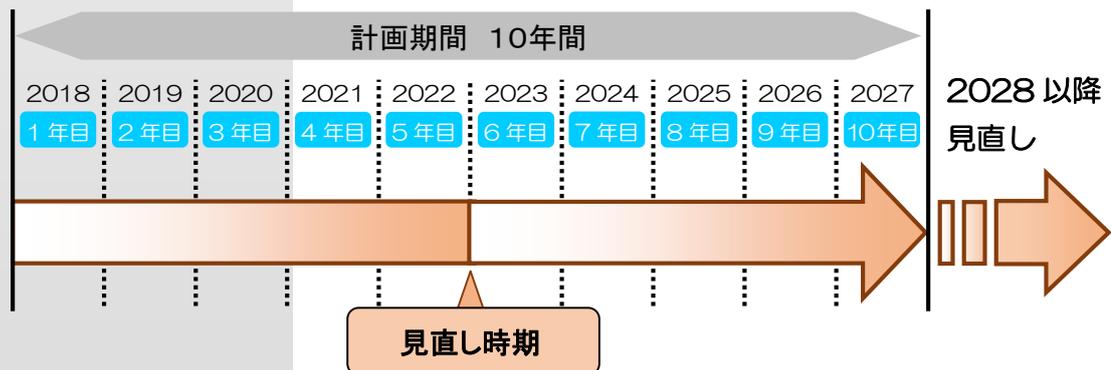
本市のまちづくり、各種施設の環境に関するすべての事項については、本計画の方針に沿って策定、推進されます。

環境基本計画では、計画の目標となる「望ましい環境像」を示し、環境施策の基本的な施策の方針を示しています。

計画の期間

本計画の期間は、環境施策が十分な成果をあげるために必要な期間として、また社会情勢の変化や科学技術の進歩による計画見直し時期として、2018年度から2027年度までの10年間とします。

また、「第2次久慈市総合計画」との整合を図るためにも、必要に応じて見直しを行うことで、本計画を着実に推進していきます。



計画で扱う環境の範囲

本計画は、環境基本条例で定める施策の基本方針に基づき、従来の環境問題であった典型7公害や自然環境の保全などに加え、廃棄物問題、環境教育及び環境学習までを範囲に含めます。また、近年の環境問題は、地域的な問題だけでなく地球規模へ広がりをもつため、地球環境を保全する取り組みも含めます。

■計画の対象とする環境の範囲

生 活	大気、水、土壌、音、におい など
生 物	動物、植物、生態系 など
自 然	森林、農地、水辺地、公園 など
資源・地球環境	廃棄物、資源、エネルギー、地球温暖化対策 など
参加・協働	環境情報、環境教育・環境学習、環境保全活動 など

望ましい環境像

本市は、海、山、川といった自然が豊かな環境にあります。従って、自然と調和のとれた豊かな環境を確保すると共に、将来にわたって継承していく必要があります。

持続可能な発展を将来にわたって継承していくために、望ましい環境像を目指すための基本目標を掲げます。

この環境像は、みんな(市民・事業者・市)が誇れる環境と共生したまちとなるよう、一体となって進めていくことを表しています。

みんなが誇れる 環境と共生したまち 久慈

【基本目標】	【分 野】	【基本方針】	【基本施策】
みんなが誇れる 環境と共生したまち 久慈	【生活】 健康で安全かつ快適に暮らせるまち	1 環境汚染の防止	1-1 大気汚染の防止 1-2 水質保全・排水処理対策の推進 1-3 土壌・地下水汚染の防止 1-4 騒音・振動、悪臭の防止
	【生物】 生物と共存するまち	2 生物多様性の確保	2-1 生物多様性の保全 2-2 希少生物の保全
	【自然】 自然との調和のとれた豊かな環境を確保したまち	3 自然環境の保全	3-1 森林の保全 3-2 農地の保全
		4 身近な自然とのふれあいの促進	4-1 自然とふれあえる場の保全・創出 4-2 緑地・水辺地の保全
	【資源・地球環境】 循環型社会の形成と地球環境の保全に貢献するまち	5 廃棄物の減量とリサイクル	5-1 ごみの減量化と資源の循環的利用の推進
		6 廃棄物の適正処理	6-1 不法投棄・ポイ捨て対策の推進 6-2 環境美化活動の推進
		7 地球環境の保全	7-1 地球温暖化対策の推進 7-2 有害化学物質の監視
	【参加・協働】 持続可能な環境を継承し、発展させるまち	8 環境保全活動を担う人材の育成	8-1 環境情報の収集・公表 8-2 環境イベントなどの推進 8-3 環境教育と環境学習の推進

生活～健康で安全かつ快適に暮らせるまち～

健康で安全かつ快適な生活を営んでいくためには、大気、水、土壌など私たちを取り巻く環境汚染がないことが重要です。

環境負荷を低減させ、良好な環境については保全し、市民がより健康で安全かつ快適に生活できるように配慮したまちづくりを目指します。

基本方針1 環境汚染の防止

公害関連については、概ね良好な環境にあります。継続的に監視を継続するなど、良好な環境を保全していく必要があります。

【基本施策と主な施策の方向性】

1-1 大気汚染の防止

- ・大気汚染のモニタリングや環境パトロールの実施
- ・エコドライブの実施・呼びかけ など

1-2 水質保全・排水処理対策の推進

- ・河川・海などの水質のモニタリングやパトロールの実施
- ・公共下水道など整備の推進 など

1-3 土壌・地下水汚染の防止

- ・土壌や地下水の中の有害化学物質のモニタリングの実施
- ・有機肥料・低農薬栽培による農業の推進 など

1-4 騒音・振動、悪臭の防止

- ・騒音、振動、悪臭のモニタリングの実施
- ・事業所との環境保全協定の締結 など

生物～生物と共存するまち～

生態系を維持・回復していくためには、地域に生き物の生息・生育環境となるさまざまな拠点が必要です。昆虫や小鳥は、緑地公園や屋敷林のように小規模な自然環境を必要とし、昆虫や小鳥を食料とするタカやワシなどは、森林などの広大な自然環境が必要です。

私たちは健全な生態系を維持するため、生き物の生息・生育環境を保全し、生き物と共存するまちづくりを目指します。

基本方針2 生物多様性の確保

自然観察会などを通じて市民の自然環境保全意識の啓発を図り、豊かな緑、水辺などにおける生物多様性の確保に努めていきます。

【基本施策と主な施策の方向性】

2-1 生物多様性の保全

- ・多様な樹種林相により形成される森林の育成
- ・複層林の創出や広葉樹の育成活動の支援
- ・事業者・市民の保全意識の啓発 など

2-2 希少生物の保全

- ・希少生物の保護活動の実施・支援
- ・天然記念物、保存樹木などの保全
- ・希少生物の自然観察会の実施 など

自然～自然との調和のとれた豊かな環境を確保したまち～

これまで先人たちは、薪や炭を生産するために繰り返し利用されてきた山林と、それに隣接する里山を形成し、多様な自然環境の中に生活していました。しかし、近年の社会情勢などの変化に伴い、昔の農村や山林を維持することは難しくなり、田畑の減少や山林の荒廃がみられはじめています。

私たちは自然によりもたらされる恵みを認識し、自然とふれあえる場の保全や創出、自然環境の保全や生物の多様性の確保に努め、自然との調和のとれた豊かな環境を確保したまちを目指します。

基本方針3 自然環境の保全

これまでの人間活動により形成された里地里山は、希少な生物やさまざまな生き物の棲みかとなっています。

森林や農地が有する多面的機能を保全しながら自然環境の保全に努めていきます。

【基本施策と主な施策の方向性】

3-1 森林の保全

- ・資源循環利用林の整備の推進
- ・間伐材や未利用資源などの有効な活用方法の検討
- ・林業の経営安定及び後継者育成に対する支援 など

3-2 農地の保全

- ・里山の保全に配慮した農地整備の推進
- ・農業の経営安定及び後継者育成に対する支援
- ・遊休農地の増加を抑制し、農地の活性化を図る など

基本方針4 身近な自然とのふれあいの促進

【基本施策と主な施策の方向性】

4-1 自然とふれあえる場の保全・創出

- ・自然とふれあえる公園や散歩道、親水の場の整備
- ・道路や公共施設を中心とした緑化の推進
- ・市民と連携した河川整備、管理体制の構築 など

4-2 緑地・水辺地の保全

- ・市民と連携した河川整備、管理体制の構築
- ・自生している水辺植物の保全、水辺の緑化の推進
- ・市民の水辺地に対する保全意識の啓発 など



公園や緑地、河川敷、海岸などの身近に感じることができる自然は、私たちの生活に安らぎやうるおいを与えてくれます。

自然とふれあえる場を守り、育てていくために、公園や緑地の整備、生き物への配慮や親水性を確保した水辺地の形成など、身近な自然の維持管理に努めます。



資源・地球環境～循環型社会の形成と地球環境の保全に貢献するまち～

これまでの私たちの生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造の上に成り立ってきました。その結果、ごみの排出量、化石燃料を主としたエネルギー消費量は年々増加し、地球温暖化や酸性雨といった地球規模での環境問題へと拡大しています。

これらの問題の解決には、私たちの日常生活や事業活動における行動を持続可能なかたちで変えていく必要があります。私たちは、限りある資源を大切に、3R活動の推進などを通じて循環型の社会を形成し、地球環境の保全に貢献するまちを目指します。

基本方針5 廃棄物の減量とリサイクル

【基本施策と主な施策の方向性】

- 5-1 ごみの減量化と資源の循環的利用の推進
- ・ごみの減量化を事業者・市民に呼びかけ
 - ・リサイクル可能な商品やリサイクル商品の積極的利用
 - ・ごみの出し方や分別方法などの情報の提供 など

廃棄物を減量することは、ごみの焼却や埋め立て処分による環境への悪い影響を極力減らすことにつながります。

3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動を推進することにより、限りある地球の資源を有効に繰り返し使うまちづくりに努めます。

【基本施策と主な施策の方向性】

- 6-1 不法投棄・ポイ捨て対策の推進
- ・不法投棄の実態調査・監視の強化
 - ・広報やポスターなどにより市民・事業者への注意喚起
 - ・不法投棄の防止対策の推進 など

- 6-2 環境美化活動の推進
- ・事業者・市民のモラルの向上に努め、指導を強化
 - ・市民一斉清掃、530（ごみゼロ）運動の実施
 - ・県と連携を図り、産廃処理業者の監視の強化 など

基本方針6 廃棄物の適正処理

どうしても不用なものとして排出される廃棄物については、不適正な排出や不法投棄を防止し、適正な処理を行うことが必要です。環境美化活動などを通じて廃棄物の適正処理の重要性を啓発し、不法投棄等のないきれいなまちづくりを推進します。

基本方針7 地球環境の保全

【基本施策と主な施策の方向性】

- 7-1 地球温暖化対策の推進
- ・温室効果ガス削減行動の推進
 - ・地球温暖化に関する情報の収集・提供
 - ・公共施設への再生可能エネルギー導入の検討 など

- 7-2 有害化学物質の監視
- ・フロン回収に関する協力の指導
 - ・酸性雨のモニタリングの実施
 - ・環境放射能におけるモニタリングの実施 など

私たちの生活に伴う環境への負荷は、市域に限らず地球全体に影響を及ぼすものもあります。一人ひとりが地球上で生活していることを自覚し、地球環境を保全する取り組みを推進します。

参加・協働～持続可能な環境を継承し、発展させるまち～

環境の大切さを知るためには、自然にふれ、さまざまな環境情報に目を向け、知識を蓄積していくことが重要です。また、次世代を担う子どもたちに環境教育を通じて関心を高めることは、環境保全活動を担う人材の育成にもつながります。

充実した環境情報を提供し、市民の意識啓発を促すとともに、市民が参加しやすい自然体験活動や環境活動を創出し持続可能な環境を継承し、発展させるまちを目指します。

基本方針8 環境保全活動を担う 人材の育成



多様な環境を保全するためには、市民・事業者・市が連携して取り組んでいくことが重要で、環境保全活動を創出・継続するための人材の育成が欠かせません。

また、環境保全活動などを将来にわたって継続していくには、将来を担う子どもたちへの環境教育を通して環境への関心を高めたり、環境保全活動を担う人材を育成することが重要です。

環境情報の積極的な公表や環境教育等を通じて、市民・事業者の環境保全活動を担う人材の育成に努めます。

【基本施策と主な施策の方向性】

8-1 環境情報の収集・公表

- ・ 環境に関する年次報告書の作成・公表
- ・ 環境に関する施策や助成制度の情報収集及び周知
- ・ 環境に関する情報の積極的な発信、提供 など

8-2 環境イベントなどの推進

- ・ 市民団体、学校教育、地域における活動の支援
- ・ 自然体験活動や環境保全活動の開催
- ・ 環境イベントなどの開催に関する情報の発信 など

8-3 環境教育と環境学習の推進

- ・ 環境活動を推進する人材の育成と活用
- ・ まちづくり直送便事業、琥珀のまち生涯学習事業の活性化
- ・ 子どもたちにもわかりやすい環境情報の整理 など



地区別環境づくりの方向性

久慈地区	<ul style="list-style-type: none"> 久慈川の河川公園の管理や親水護岸の整備、河口付近の砂洲の保全 市民の森や継の森の憩いの場としての活用 	など
小久慈地区	<ul style="list-style-type: none"> 長内川における親水護岸の整備 汚水処理施設の整備・普及の推進による河川の水質汚濁の防止 	など
長内地区	<ul style="list-style-type: none"> 事業場の公害監視や公害低減対策の指導の強化 公園の整備の推進 	など
大川目地区	<ul style="list-style-type: none"> 久慈溪流や道路沿いのごみのポイ捨て防止を図り、自然環境や景観を保全 久慈平庭県立自然公園の自然とふれあう場の創出 	など
夏井地区	<ul style="list-style-type: none"> 桜並木の保全や夏井川の水辺環境の整備を推進し、地域の景観形成 一般廃棄物焼却施設の公害監視 	など
宇部地区	<ul style="list-style-type: none"> 漁業体験活動などを通じて、漁業に対する理解や川・海の保全意識を高める チョウセンアカシジミ、ゴマシジミの保護と生息拡大 	など
侍浜地区	<ul style="list-style-type: none"> 三陸復興国立公園への遊歩道等の整備を推進、自然とふれあう場の創出 汚水処理施設の整備・普及の推進による河川や海の水質汚濁の防止 	など
山根地区	<ul style="list-style-type: none"> 湧水の保全や長内溪流の景観形成 水車の広場のイベント開催などを通じた自然体験活動の創出 	など
山形地区	<ul style="list-style-type: none"> 久慈溪流や平庭高原の自然環境や景観の保全 久慈平庭県立自然公園を活用した、環境に配慮した地域づくり 	など

水系ごとの環境保全施策の方向性

各水系共通

- 【水環境の保全】
 - 水辺植物の保全、水辺の緑化などの保全及び創出
 - 【川の水質の保全】
 - 水質モニタリングの実施
 - 【適切な水量の確保】
 - 水源涵養保安林の整備推進
- など

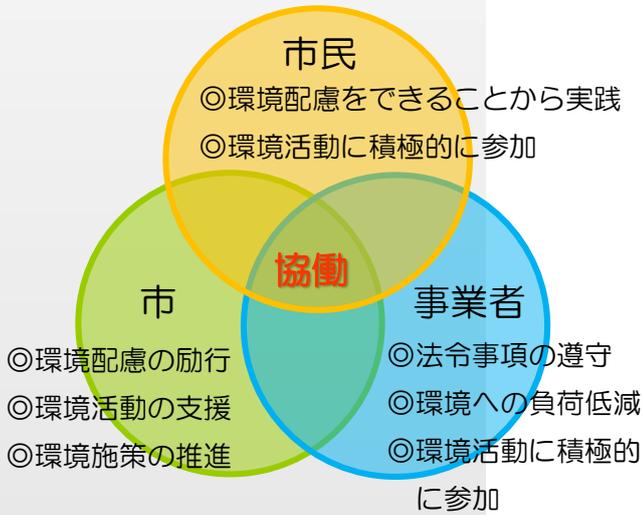
水系ごと

- 【久慈川水系】
 - 河口付近の砂洲など、生物の生息・生育環境の保全
 - 【宇部川水系】
 - 民間保護団体による希少生物の保護活動などの支援
 - 【新井田川水系】
 - 地域住民による環境活動の支援
- など

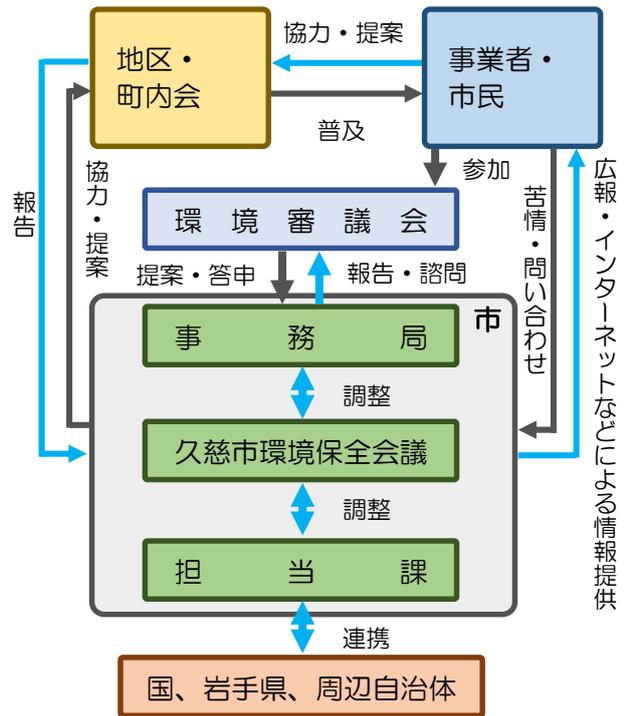


久慈市における主な水系

それぞれの役割



計画の推進体制



計画の進行管理

本計画に掲げる施策を着実に推進するためには、取り組みのあり方や計画の内容について継続的な改善を図ることが重要です。

そこで、①環境基本計画（Plan）に基づいて、②施策を実施（Do）し、③進捗状況の点検及び結果の公表（Check）を行い、④点検結果を踏まえて取り組みのあり方や計画の見直し（Action）をする、PDCAサイクルによる継続的改善を図ります。





第2次久慈市環境基本計画
(概要版)

みんなが誇れる
環境と共生したまち
久慈

第2次久慈市環境基本計画
(概要版)

2019年2月

発行：久慈市

編集：生活福祉部 生活環境課

〒028-8030

久慈市川崎町1番1号

TEL (0194)52-2111

URL <http://www.city.kuji.iwate.jp>